

騎西町社会福祉協議会の

介護保険事業

- 1. 居宅介護支援事業
- 2. 訪問介護事業



1. 居宅介護支援事業

居宅介護支援サービスとは？

介護保険サービスの利用を希望される方は、介護保険の認定申請やケアプランの作成が必要になります。介護保険の認定とは、サービス利用を希望される方が介護保険の対象になるかどうか、またどの位の介護が必要とするかを審査するものです。またケアプラン作成とは、サービス希望者がどのような種類のサービスをどの業者からどの位の頻度や時間で利用するのかの計画をたてる作業です。

これらの手続きは、本人や家族で行うこともできますが居宅支援サービス事業者のケアマネージャーに依頼することができます。

騎西町社会福祉協議会でもこの居宅介護支援サービス事業を行っています。

2. 訪問介護サービス事業

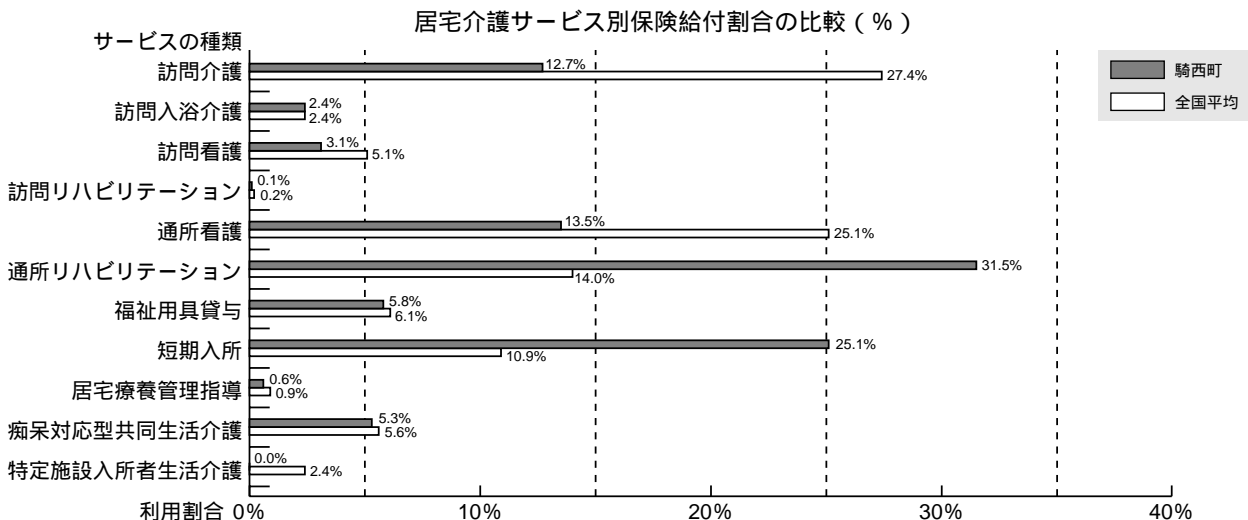
訪問介護事業とは？

要介護要支援と認定された方のご家庭へ訪問して家事や介護のお手伝いをするサービスです。介護の必要な方には、排泄や入浴のお手伝い、食事や外出の介助などのサービスを提供し、家事ができなくて日常生活に支障をきたしておられる方には、掃除や洗濯、買い物や調理などのお手伝いをします。



| | 居宅介護支援事業 | 訪問介護事業 |
|---------|---|--------------------------------------|
| 事業所の所在地 | 騎西町大字根古屋633 - 2 (老人福祉センター内) | |
| 事業所の電話 | 0480(73)6621 | 0480(73)1518 |
| 事業所の営業日 | 月曜日から金曜日 午前9時～午後5時 (祝祭日を除く) | |
| 費用負担 | サービス料は全額が保険で給付されます。自己負担は、ありませんのでお気軽にご利用下さい。 | サービス料金は、原則として9割が保険給付となり1割が自己負担になります。 |

在宅サービス種類別利用状況



騎西町データ：居宅介護サービス別給付割合 (平成15年11月サービス利用分)

全国平均データ：居宅介護サービス別の保険給付割合 (平成15年9月サービス利用分)「第8回社会保障審議会介護保険部会資料」

(3)

社協ではリフト車の送迎を行っています